

横浜市立汲沢小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は横浜市立汲沢小学校PTAと称し、事務所を横浜市立汲沢小学校内（神奈川県横浜市戸塚区汲沢三丁目6番1号）に置く。

第2章 目的

第2条 本会は次の諸項を目的とする。

1. 家庭、学校および社会における児童の福祉を増進する。
2. 家庭生活および社会生活の水準を高め、民主社会における市民の権利と義務とに関する理解を促すために、保護者に対して成人教育を盛んにする。
3. 新しい民主教育に対する理解を深め、これを増進する。
4. 家庭と学校との関係を緊密にし、児童の訓育について保護者と教員とが聡明な協力をするようにする。
5. 保護者と教員と一般社会の協力を促進して児童の心身の健全な発達をはかる。
6. 学校の教育的環境の整備をはかる。
7. その地域における社会教育の振興を助ける。

第3章 方針

第3条 本会は教育の本旨とする民主的団体として活動する。

第4条 本会は非営利的、非宗教的、非政治的であって本会または本会運営チームの名において、いかなる営利的企業を支持することも、また他のいかなる職務（公私を問わず）の候補者を推薦することもできない。

第5条 本会は児童の福祉のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。

第6条 本会は自主独立のものであって他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けない。

第7条 本会は学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第4章 会員

第8条 本会員は次の2種とする。

1. 正会員 児童の保護者またはそれに代わるもの（以下保護者という）
および汲沢小学校の校長および職員
2. 賛助会員 汲沢小学校の教育振興のため、特に賛助を希望する者

第5章 会計

第9条 本会の経費は会費、事業収入および自発的な寄付金をもって支弁する。

第10条 会費は月額320円とする。

第11条 本会の資産は第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 運営チームおよび会計監査の選出

- 第13条 本会の運営チームは次のメンバーで構成される。
1. 会長 1名 保護者
 2. 副会長 2名 保護者
 3. 書記 2名 保護者
 4. 会計 3名 保護者2名および教職員1名
- 第14条 本会に会計監査2名（保護者）をおく。
- 第15条 運営チームのメンバーおよび会計監査の選出は総会において行う。その就任は4月1日とし、任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 第16条 運営チームのメンバーにつき兼任は認めない。
運営チームのメンバーに欠員を生じた場合、残任期間のメンバーにつき総会において補選する。

第7章 運営チームおよび会計監査の資格および任務

- 第17条 正会員は総会により運営チームのメンバーに選出されることができる。
- 第18条 運営チームおよび会計監査の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、総会および運営会議のすべての集会を召集し、本会の会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理をつとめる。
 3. 書記は総会ならびに運営会議の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。
 4. 会計は本会のすべての金銭の収入支出を正確に記録し、年度始め総会において監査を経た決算を報告する。
 5. 会計監査は、会長の報告を受けて会計を監査し、その結果を年度始め総会に報告する。

第8章 集 会

- 第19条 総会および運営会議は、紙面もしくはウェブ会議システム等の電子的方法により開催できる。
- 第20条 毎年、次の定期総会を開く。
年度末総会 翌年度運営チームおよび会計監査の選出
年度始め総会 新運営チームに関する報告、前年度決算報告
新年度事業計画および予算の審議
- 第21条 総会の日時、場所および議題は、3日前までに通知する。
- 第22条 総会の定足数は全会員の5分の1以上とし、委任状またはオンライン参加者を定足数に加えることができる。決議は、出席者（委任状またはオンライン参加者を含む）の過半数の同意を必要とする。
- 第23条 運営会議が必要と認めた場合、または全会員の5分の1以上の要求のあった場合には、会長は臨時総会を召集する。

第9章 運 営 会 議

- 第24条 運営会議は運営チームのメンバーおよび正副校長によって構成される。
- 第25条 運営会議の任務は次の通りである。
1. 事業計画を審議検討し、実行に移す。
 2. 総会に提出する予算案、その他報告書を作成する。
 3. 必要ある場合は特別委員会を設ける。
 4. その他全会員より委任された事務の処理をする。
 5. 総会において、次年度の運営チームのメンバー及び会計監査の候補を推薦する。
- 第26条 運営会議は会長または運営チームの半数以上が必要と認めたときは随時開催される。
- 第27条 運営会議は運営チームの半数以上が出席しなければ成立しない。

第10章 常任委員会

- 第28条 常任委員会には、校内委員会および校外委員会をおく。
- 第29条 各常任委員会は常任委員をもって組織する。常任委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 第30条 常任委員は次の方法により選出し、各常任委員会に分属する。
1. 校内委員会
全学年の中から選出する。
教職員は校長が推薦する。
 2. 校外委員会
会員の中から地区毎に1名ないし2名を選出する。教職員は校長が推薦する。
- 第31条 常任委員は、各常任委員会の事業を分掌すると共に、会員の連絡提携と親睦の増進をはからなければならない。
- 第32条 各常任委員は、当該常任委員会の決定により、運営会議に臨時の出席を求め、議決に参加することができる。
- 第33条 校内委員会は、学校内における教職員・保護者間の連携を推進し、児童の教育環境の向上に協力する。
- 第34条 校外委員会は、学校および地域諸団体と校外生活の指導に当たり、社会環境の整備充実に協力する。

第11章 改正

- 第35条 規約は、総会において出席者（委任状またはオンライン参加者を含む）の3分の2以上の賛成投票により改正することができる。
ただし、改正案の提案については、あらかじめその内容を全員に通知しておかねばならない。

第12章 個人情報の取り扱い

- 第36条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「汲沢小学校PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

昭和39年9月19日設立

- | | | | |
|---------------|--------|---------------|--------|
| ① 昭和57年 5月 1日 | 本規約制定 | ② 昭和58年 4月 1日 | 一部改正施行 |
| ③ 昭和62年 3月14日 | 一部改正施行 | ④ 平成 8年 3月 1日 | 一部改正施行 |
| ⑤ 平成11年 5月 6日 | 一部改正施行 | ⑥ 平成12年 5月 8日 | 一部改正施行 |
| ⑦ 平成13年 5月 7日 | 一部改正施行 | ⑧ 平成15年 2月25日 | 一部改正施行 |
| ⑨ 平成18年 4月28日 | 一部改正施行 | ⑩ 平成20年 4月28日 | 一部改正施行 |
| ⑪ 平成20年10月20日 | 一部改正施行 | ⑫ 平成24年 4月27日 | 一部改正施行 |
| ⑬ 平成27年10月15日 | 一部改正施行 | ⑭ 平成29年11月 6日 | 一部改正施行 |
| ⑮ 平成31年 2月 8日 | 一部改正施行 | ⑯ 令和 2年12月25日 | 一部改正施行 |
| ⑰ 令和 4年 5月11日 | 一部改正施行 | ⑱ 令和 6年 6月14日 | 一部改正施行 |
| ⑲ 令和 7年 3月12日 | 一部改正施行 | | |